

# 「欧州のかたち（将来像）は「連邦」か「連合」か

欧州統合の最終形態をめぐる議論

田中 友義 *Tomoyoshi Tanaka*

駿河台大学経済学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

これまでの統合を一層強化して連邦国家をめざすのか、それとも加盟各国が多くの主権を保持する国家連合的組織にとどめるのか。1993年の域内市場統合や1999年の通貨統合(EMU)と単一通貨「ユーロ」(euro)の導入を経て、先駆者たちが描いた欧州の統合に一区切りがついた。さらに、2004年前半から中東欧など10カ国が次々にEUに加盟できることも2002年10月のブリュッセル欧州理事会(EUサミット)で合意された。

EUの拡大と深化を前にして、新しい欧州の将来像(「欧州のかたち」)をめぐる議論が、2000年5月ヨシュカ・フィッシャー(Joschka Fischer)独外相が提案した欧州連邦構想を契機に熱を帯びてきた。

EUは2001年末のベルギー・ラケン欧州理事会の宣言によって2002

年2月、ヴァレリー・ジスカールデスタン(Valéry Giscard d'Estaing)元仏大統領を議長とする「欧州の将来に関する諮問会議(コンベンション)」(Convention on the Future of Europe)を発足させた。新しい欧州像の模索は、戦後に出発した50年に及ぶ欧州統合の最終形態をどのようなものに仕上げていくのかという点で、極めて興味深い欧州の取り組みであり、また、21世紀の国家のあり方に多くの示唆を与える動きである。

本稿は、本号と次号の2回に分けて、欧州統合像を巡る長い論争の歴史、欧州連邦構想と統合論議、基本条約の改正と機構改革、諮問会議(コンベンション)における討論とその結論など、欧州統合像の主要な論点を検証し、筆者なりの新しい欧州像(「欧州のかたち」)を考察することを目的に

している(注1)。

## 1. 欧州統合像を巡る長い論争の歴史

(1)「欧州合衆国」か「諸国家からなる欧州」か

フィッシャー独外相が2000年5月、ベルリン・フンボルト大学で統一した欧州憲法の下で一つの国家のように運営する「欧州連邦」構想を提案して以来、拡大EUを前にして欧州の将来像(「欧州のかたち」あるいは「欧州統合の最終形態」)を巡る議論が一段と熱を帯びてきた。フィッシャー構想提案後の主な動きは別表のとおりである。

ところで、欧州統合像を巡る論争は、最近になって急に浮上したのではなく、実は戦後約50年の統合の歴史を経てなおEU加盟国間で合意を見い出せない論争なのである。

1951年のECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)の創設当時から、国家主権を制限する超国家的な「欧州連邦」(European Federation)、あるいは「欧州合衆国」(United States of Europe)の創設を主唱する理想主義的な連邦主義者と、国家主権を維持しつつ独立し

た「諸国家からなる欧州」(Europe of States)を唱える現実主義的な国家連合主義者との激しい論争があった。また、政治統合、経済統合いずれを欧州統合の最終目標として優先すべきかという論争は、シューマン宣言(Schuman Declaration)以降パリ条約(ECSC設立条約)、ローマ条約(EEC、EAEC設立条約)に至る過程で政治的連邦主義から経済的機能主義へと変容していくことになったものであり、欧州統合の将来像について結論を得ないまま今日に至っている。

欧州統合に対するアプローチについては、おおむね「連邦主義」、「新機能主義」、「連合主義」の3つに分類できる。そして、これら3つのアプローチの確執と消長を軸として、戦後の欧州統合の歴史的展開が見られたのである。欧州統合に深くかかわった代表的な政治家や実務家たちの主張や発言などからアプローチ別に分類してみると、概ね以下の通りになる。

第一の連邦主義は、国家主権を超国家機関に一挙に委譲し、単一の行政、立法、司法の三機関、軍隊を持つ欧州連邦(あるいは欧州合衆国)の建設をめざすアポロ・チである。コンラート・アデナウアー(Konrad Adenauer)

ワルター・ハルシュタイン(Walter Hallstein)、ジャック・ドロール(Jacques Delors)(注2)、アルティエロ・スピネリ(Altiero Spinelli)などがその代表的な主唱者であった。

第二の新機能主義は、欧州連邦の建設を最終目標としているが、一挙に達成することは不可能であるとの状況認識に基づいて、ひとつの機能的な特定部門について加盟国の主権の一部を超国家機関に委譲する。そして、このような部分的統合を漸進的に他の部門に拡大していくという現実主義的アプローチであり、ロベール・シューマン(Robert Schuman)、ジャン・モネ(Jean Monnet)、ポール・アンリ・スパーク(Paul-Henri Spaak)などがその代表的な主唱者であった。ただし、ジャン・モネが連邦主義者か新機能主義者かということについては多くの議論がある。彼の究極的な目的は連邦制の欧州合衆国であったが、この目的を現実達成するために新機能主義的手段をとるしか方法はないと判断したと考えるのが正しいと思われる。このことはスパークの場合にも該当する(注3)。

第三の連合主義は、国家主権の委譲を認めず、共通の利害問題について加

盟国間の協力を促進するための政府間機構の建設を最大の目標としている。シャルル・ド・ゴール(Charles de Gaulle)、マーガレット・サッチャー(Margaret Thatcher)などがこのアプローチを唱えていた。フランソワ・ミッテラン(François Mitterand)仏前大統領は「欧州国家連合」(または欧州連邦)、ヘルムート・コール(Helmut Kohl)前独首相は「欧州合衆国」の建設をそれぞれ提唱していたが、理想主義的な連邦主義を目指すものではなかった。

現在政権の座にあるジャック・シラク(Jacques Chirac)仏大統領、トニー・ブレア(Tony Blair)英首相、ゲルハルト・シュレーダー(Gerhard Schröder)独首相などの欧州統合構想については次号で論述する。

## (2) ド・ゴールとシューマン、モネとの緊張関係

欧州統合の二人の先駆者、ロベール・シューマンとジャン・モネはいずれもフランス人であった。彼らは「欧州の父」として今日でも欧州の人々から広く敬愛されているが、同じフランス人のド・ゴールは国家連合主義の強烈な信仰者であった。

ド・ゴールは「欧州一体化は諸国民の融合ではなく、これらの一貫した接近を通じて実現でき、また実現せねばならない。欧州諸国の協調組織をめざし、やがては諸国の国家連合に行きつくであろう」と述べ、「欧州建設の基盤とはなにか。それこそはまさに国家である」として、諸国家からなる欧州 (Europe of States) の建設をめざしたのである (注4)。

ド・ゴールは EC が超国家的性格を強め、また EC 官僚 (ユーロクラート) の権限が強まることに猛烈に反対して、「欧州の人々の誰が、その運命を外国人のアレオバゴス (古代ギリシャの裁判所) に委ねたいと思うだろうか。少なくともフランス人は違う」と述べたことがあった。

「もし、英国が EC の超国家的要素を受け入れ難いとみたとすれば、ド・ゴールも英国に劣らずそうであった。(中略) けれども、ド・ゴールは、フランスの政治的利益を手に入れるために共同体を利用しようとした。共同体は低次元 (low politics) の政策領域に属する経済的・社会的問題にはある程度の責任を与えられることになる。しかし、高次元 (high politics) の政策領域に属する政治的問題に対処しう

るのは各国政府のみである」(注5) ことを強烈に主唱したのである。

また、ド・ゴールは常にフランスの利益と目的にかかった「フランスが主導する欧州」建設を目指していた。フランスの国家主権意識の強烈さは、「フランスの独立と栄光」を第一義的に考えたド・ゴールにその典型をみる事ができる。欧州統合のビジョンを巡ってド・ゴールと緊張関係にあったジャン・モネとモネのビジョンを具体化したロベール・シューマンの二人の先駆者たちがいずれもフランス人であったことは、まことに歴史の皮肉といえよう。

### (3) 1965年のEC危機と「ルクセンブルクの妥協」

1965年のEC危機は、国家連合主義者ド・ゴールと熱烈な連邦主義者ワルター・ハルシュタイン初代EEC委員長との間の見解の対立を象徴的に示す出来事であった。

EEC委員会は1965年3月、1968年7月までに関税同盟を完成してEEC財源の自立をはかること (Own resources)、欧州議会の予算決定権限を強化すること、1966年1月からEECは第3段階に移行し、

共通農業政策、共通通商政策などの重要問題について、閣僚理事会の特定多数決制(Qualified majority voting; QMV)の適用範囲を大幅に拡大することについての一括取引(package deal)を閣僚理事会に提案(ハルシュタイン・プラン、Hallstein Plan)した。

1965年7月、ドゴール大統領はこのハルシュタイン・プラン導入に強硬に反対して、欧州司法裁判所を除くすべてのEC諸機関のいっさいの会議をボイコット(いわゆる「空席危機政策」、empty chair crisis)、フランス代表をブリュッセルから総引き揚げさせた。1966年1月まで続いたこの「空席危機政策」によって、EECは重要な決定を下すことができず、崩壊直前の危機に瀕した。

ド・ゴールがそれほどまでに強硬に反対した理由は、ハルシュタイン・プランが、EEC委員会と欧州議会の連邦主義的、超国家主義的性格の強化をはかるものであり、到底受け入れ難いものだと見なしたからであろう。

しかしながら、他のEC5カ国の固い結束と1965年12月のフランスの大統領選挙の結果、ド・ゴール支持票が著しい後退をみせたため、ド・ゴールはその強硬な姿勢を次第に軟化させ

た。1966年1月、ルクセンブルク閣僚理事会において「ルクセンブルクの妥協」(Luxembourg Compromise)が成立してフランスはEECに復帰した。

妥協の結果、EEC委員会の権限は一層制限され、EC加盟各国の死活的な国益に関する問題については(a very important national interest was at stake)、全会一致の決定方式が慣習上定着することになった。「ルクセンブルクの妥協」は、事前に加盟国政府の同意なしに、EEC委員会が積極的に独自のイニシアチブをとることができなくなり、その後の欧州統合の沈滞の重要な原因のひとつとなった。

#### (4) ドロールとサッチャーの熱い対決

欧州統合の将来像を巡る論争は、ド・ゴール以後もなおEC内部における不協和音の源泉となっていた。いわゆる「欧州合衆国論争」は、当時ドロールEC委員長の「ストラスプール発言」が契機となって、連邦主義者ドロールと国家主権維持を重視する英国のサッチャー首相とが真っ向から対立することになった。

1988年7月、ドロール委員長がフランス・ストラスプールの欧州議会において、「今後10年間に、経済関係

の立法のほぼ 80%、そして、おそらく税金や社会関係の立法も、EC 加盟国の手を離れて、ブリュッセルで決定されることになるだろう」と発言し、1995 年までに欧州政府をつくるべきだとして、そのための最善の方法を考えるよう求めたことが、サッチャー首相の逆鱗に触れたのである。

これより先 1988 年 6 月のハノーバー欧州理事会では、経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union; EMU) 構想の推進派のミッテラン、コールと消極派のサッチャーとの対立が一層激化し、前例をみない白熱した首脳会議となった。最終的に妥協が成立し、ドロールを委員長とする通貨特別委員会の設置が決定され、EMU 設立に関する報告書を提出することを求めた同じ時期であった。

サッチャーは 1988 年 9 月、ベルギー・ブリュージュの EC 官僚養成機関「欧州大学院」(College of Europe) における講演の中で、このドロール発言を厳しく攻撃した。その主張は、「欧州各国が、フランスはフランスとして、スペインはスペインとして、英国は英国として、それぞれが独自の慣習と伝統とアイデンティティーを持っているからこそより強くなるからであり、

「独立した主権国家間の自発的で緊密かつ活発な協力関係強化こそ、EC 建設のための最善の方法である」というものであった(注 6)。

ド・ゴールはその回顧録の中で「数限りない努力と苦難を経て形成された欧州諸国がそれぞれの地理、歴史、言語、伝統、制度を持ちながら自己を失い、単一の国家を形成しうるなどと信ずるには、どれほどの幻想と偏見が必要であろうか」と述べているのは、サッチャーの主張と似かよっている点で興味深い(注 7)。

サッチャーは、ドロールが強力に推進する EMU 創設構想に対して、「超国家主義者の非現実的な夢物語」との否定的見解を示して、「諸国家からなる欧州」を唱えたド・ゴール主義者に変身した。サッチャーは、1992 年 EC 域内市場統合計画の熱烈な推進者であるアーサー・コフフィールド卿 (Lord Arthur Cockfield) (「域内市場白書」のとりまとめ責任者) の EC 委員の再任を拒否、同首相側近のレオン・ブリタン (Leon Brittain) 元通産相をブリュッセルに送り込むなど強硬姿勢が際立っていた。そして、「直接選挙の洗礼を受けていないブリュッセルの EC 官僚たちの野心」に対する警戒心をま

欧州統合構想を巡る最近の動き

2000年 5月	フィッシャー独外相、欧州連邦構想を提案(フンボルト大学)
2000年 6月	シラク仏大統領、独連邦議会で欧州統合について演説
2000年 10月	プロディ欧州委員長、欧州議会で欧州統合について演説
2000年 10月	ブレア英首相、欧州政策について演説(ワルシャワ)
2000年 12月	欧州理事会、ニース合意
2001年 2月	ニース条約調印
2001年 4月	シュレーダー独首相、欧州統合の最終形態構想を提案(シュペーゲル誌)
2001年 5月	ジョスパン仏首相、国民国家の連邦構想を発表
2001年 5月	独社民党(SPD)、欧州社民党大会で欧州連邦構想を提案
2001年 6月	アイルランド、国民投票でニース条約批准を否決
2001年 11月	独SPD、年次大会(ニュルンベルク)で宣言採択
2001年 7月	欧州委員会、ヨーロッパ統治白書を発表
2001年 12月	ラーケン・グループ、欧州統合構想を提案
2001年 12月	欧州理事会、ラーケン宣言を採択
2002年 3月	諮問会議(コンベンション)開始
2002年 10月	諮問会議欧州統一憲法枠組み案を公表
2002年 12月	アイルランド、国民投票でニース条約を批准
2003年 2月	ニース条約発効
2003年 6月	諮問会議提言(予定)
2004年 5月	中東欧諸国のEU加盟(予定)
2004年 6月	欧州議会選挙(予定)

(出所)筆者の作成による。

すまず強めていくことになったのである。

しかし、欧州統合に対する非妥協的態度から、英国の孤立感を深めた結果、閣内の支持を失い、1990年11月の保守党党首選挙で実質的な敗北を被って、辞任に追い込まれることにな

り、政治の舞台から姿を消すことになった。

## 2. マーストリヒト条約と「連邦制」論争

### (1) ミッテラン・コールと欧州連合の設立

ミッテランとコールの仏独両首脳は、すでにミッテランが他界し、コールが政界を引退しているが、ともに欧州統合の推進者として1991年末のマーストリヒト合意に基づく1993年の欧州連合の創設に大きく貢献したことはわれわれの記憶に新しい。

ミッテランは「諸国家の連合」(Union of States)の創設を、コールは「欧州合衆国」の創設をそれぞれ主張していた。ミッテラン自身の言によれば、「欧州共同体を、諸国家の連合としての属性をすべて備えた1つの統一体に改変することである。すぐに古い民族の自己本位の壁にぶつかってしまう国民国家の欧州と、心豊かなユーロピアではあっても政治的現実性を欠いた超国家的欧州との間に、もっと実際の道が大きく開かれている。構成諸国民のアイデンティティを尊重しながら、それぞれの差異や排他主義を克服できる欧州であり、歴史上に類例をみない政治的な統一体である」(注8)。

他方、コールの目指した欧州建設の中心目標は、「欧州の政治的統合である。しかし、目標とする欧州は一段と中央集権化することではなく、地域的な特性と伝統を尊重し保持する市民の欧州である」(注9)。

ミッテランは1984年6月、フォンテンブロー欧州理事会で、英国のEC予算分担金問題(英国のEC予算過剰負担金の還付)を一気に解決し、1980年代前半まで袋小路に入り込んでいた欧州統合を再び軌道に乗せることに成功した(注10)。その後はミッテランとコールはドロールを強力に支持しながら、サッチャーなどの度重なる強い反対にもかかわらず独仏イニシアチブによって、1986年の単一欧州議定書(Single European Act)の調印、1993年の域内市場(Internal Market)の完成、1991年マーストリヒト合意と欧州連合(EU)の創設、1999年のEMU発足と単一通貨ユーロ創出など、次々と統合の目覚ましい実績を残していった。

しかしながら、1989年11月9日の「ベルリンの壁」崩壊以後、コールは東西ドイツ統一の実現を最優先課題として、EMUの創設に従来より慎重ともとれる姿勢を示したことで、ミッ



テランをおおいに戸惑わせた。予想をはるかに上回るスピードで進むドイツ統一化の動きに翻弄されたミッテランは、「ドイツ統一は非現実的」と主張してドイツ統一の動きにブレーキをかける動きに出た。

欧州統合をパリ・ボン枢軸 (Paris-Bonn Axis) で推進してきた両国関係に大きな亀裂が生じて、厳しい試練に直面したこともあったが、「欧州のドイツ化」よりも「ドイツの欧州化」を実現するためには、ドイツ統一と EMU を並行して進めることが必須であるという共通認識がミッテラン、コールに生まれた。

## (2) ローマ条約改正と英国のオプト・アウト条項

1991年12月、マーストリヒト欧州理事会に議長国オランダが提案した「ローマ条約」改正草案の前文は次のようになっていた。

「締約国はこの条約により欧州連合 (Union) を設立する。欧州連合は欧州共同体 (EC) を基礎とし、この条約によって定められる政策、加盟国政府間協力によって強化される。この条約は連邦制 (federal) を目的とする欧州連合への漸進的な過程の新たな段階

となるものである」(注11)。この「連邦制」を目的とする改正案に、メジャー (John Major) 英首相は「国家主権を損なうものであって、この文言が残される限り条約改正に調印できない」と強く反発した。

これに対して、地方分権の伝統の強いコール独首相は「連邦制」という言葉は、地域住民との連携を強化するものだとして主張し、この文言の削除に強く反対、統合推進派のミッテラン仏大統領もドイツの主張を支持した。しかしながら、条約改正自体が暗礁に乗り上げることを懸念した EC 議長国のルベルス蘭首相が必死の調整によって、この言葉をオランダ案から削除して、「欧州諸国民間の絶えず一層緊密化する連合を創設する (creating an ever closer union among the peoples of Europe)」という条文に変えてしまった。

英国は国家主権問題については、通貨・金融主権の放棄につながるとして EMU に参加しない権限を強硬に主張した結果、英国政府と議会による別の決議がない限り EMU の最終的段階への移行は義務づけられないという適用除外条項 (オプト・アウト条項、Opt-out clause) の要求を貫徹した。

(3) 「デンマークの反乱」とマーストリヒト条約の批准

デンマークは1992年6月、国民投票でマーストリヒト条約批准を賛成49.3%、反対50.7%と、わずか約4万7,000票の僅少差で拒否してしまった(「デンマークの反乱」)。その衝撃が欧州統合の展望を大きく揺るがすことになり、マーストリヒト条約批准問題が欧州統合を巡る論争に新たな一石を投じることになった。

さらに、1992年9月フランスでマーストリヒト条約批准の賛否を問う国民投票が行われたが、賛成51.05%、反対48.95%と僅少差でかろうじて批准に国民の「ウィ(oui)」のシグナルが示された。この投票結果は、デンマーク・ショックで生じた欧州統合への逆流を押し戻し、同時に低落を続ける人気の回復を狙ったミッテラン大統領の思惑を大きく狂わせることとなった。というのは、1992年6月フランスの上下両院合同会議は同条約批准に必要な憲法改正案を賛成592票、反対73票(可決に必要な票数は5分の3の399票)の圧倒的多数で可決しており、国民投票の必要はなかったからだ。結果的には、フランスの世論を完全に二分することにな

り、逆に欧州統合への疑念を増幅させてしまった。

1992年12月英国エディンバラで開催された欧州理事会でデンマークは、EMU、共通外交・安全保障、欧州市民権などで、この適用除外条項を認められることになった。1993年5月、デンマーク国民はこれらの付帯条件を受け入れ、2度目の国民投票で、賛成56.8%、反対43.2%でマーストリヒト条約を承認した。

その後も、このような「小国の反乱」が欧州統合の重要な局面で相次いで起きた。デンマークは2000年9月の国民投票で、53%の反対によってユーロ導入を拒否した。また、アイルランドは2001年6月の国民投票によって、ニース条約の批准を拒否してしまった(その後2002年12月の2度目の国民投票でニース条約を批准した)。

(4) 欧州統合への疑念の台頭

欧州統合への疑念は、自国の主権をECへ委譲する懸念とEC(という超国家機関)の官僚機構の肥大化に伴う国益軽視に対する反発、あるいはECの政策決定過程の不透明性への批判など、さまざまな要因が考えられた。事実、フランスの国民投票後、「補完性」

(サブシディアリティ、subsidiarity)、「透明性」(トランスペアランス、transparency)という2つの言葉が流行語になったという(注12)。

それにも劣らず、自分達の知らないところで(ブリュッセル)直接選挙で選ばれたわけではない「顔のないEC官僚(ユーロクラート)」が主導する欧州統合の推進によって、自国の運命が決められることへの不安、自分たちや次の世代の平和と経済的安定が本当に保証されるものなのかどうか、という疑念を抱く国民が急速に増えてきているということだ。欧州委員会が実施する世論調査(Eurobarometer)の結果を見てみると、欧州統合に対する支持率が、特に、これまで統合を主導してきたフランスやドイツのような大国で意外に低いことが注目される(注13)。

「多くの国々で『欧州超国家』という化け物に対する不安が広がっている」(サッチャー)というのである。ひたすら欧州統合の完成を急ぐEC官僚に向かって、「されど祖国はわが手に」という抵抗の声が急速に高まっているのである。

戦後の欧州統合が発足して以来50年余りの間、この壮大な歴史的事業は、

常に政治家、官僚、経済トップマネジメントといったエリートたちによってその理念と目的を実現するべく進められてきた。

欧州統合について、国民の意思を直接問うことは初めてのことであった。デンマーク、フランス両国の国民投票の厳しい結果は、「民主主義の赤字」(Democratic deficit)と批判されているエリートたちの欧州統合に対する市民(草の根)レベルの異議申立てであった。ミッテランは、「40年間、国民の意思を直接聞くことをしなかったのは大きな間違いであった。独自の価値観からマーストリヒト条約に反対した国民の声も尊重する必要がある」と語った。

欧州統合への草の根レベルの不安を払拭していくためには、政治的な思惑が先行した拙速は禁物である。各国政治の指導者やEC官僚たちは、デンマーク、フランスの国民投票の結果をエリートたちの欧州統合への重大な警鐘として真に受け止めて、「市民に身近な欧州連合」、「政策決定における民主的手続きの強化」など、欧州統合の流れを再び勢いづかせるための英知を結集することが求められることになった。このことは、2001年12月のラ

ーケン宣言の中でも強調されている課題である(注14)。

(5) 欧州の多様性と「補完性原理」の導入

統合欧州は各国民とその周辺の地方、より大きな地域社会、さらに高いレベルの国家、そしてEUレベルの広範な共同体という重層的構造から成っている。それぞれのレベルのアイデンティティーを矛盾なく確立していこうという欧州統合の原点に戻るために、国家主権のEUへの過度の委譲を制限し、統合後のEUと加盟国との権限範囲を明確にルール化しておくことが必要だという認識が次第に強まっている。これは前述したサッチャーがベルギー・ブルージュの欧州大学院で行なった講演「英国と欧州」の中でも強調していた、欧州を支える歴史、文化、伝統、言語、習慣などの多様性の重視ということであろう(注15)。

この権限範囲のルール化というのは、マーストリヒト条約3b条(アムステルダム条約・EC条約第5条)で規定された「補完性原理」(Principle of Subsidiarity)という表現で明らかにされている考え方である。同条項は「共同体は、その専属的権能に属さな

い分野については提案されている措置の目的が、加盟国によっては十分達成され得ず、したがってその措置の規模もしくは効果からみて共同体による方がより良く達成できる場合にはその限りにおいて、補完性原理に従って措置をとる」と規定している。

初めてこの補完性原理を導入したのは、ローマ法王ピウス(ピオ)11世(治世1922~39年)の社会回勅(社会秩序の基本問題を扱う、教会の社会教説)といわれている。個人は家族と同様、(全体主義のような)国家によって弾圧されたり吸収されたりしてはならない。むしろ、国家によって「補完的援助」を受けるべき、神聖なる価値であるとした。戦後、旧西ドイツ再建の際にボン基本法の中に、連邦政府と各州政府との権限分担は、この原理の発想に基づいて定められた。

1975年5月EC委員会がまとめた「欧州連合に関する報告」(Report on European Union)で初めてECの公式文書に明示的に出てきた。その後、1984年2月「欧州連合設立条約草案」(Draft Treaty establishing the European Union)、1989年EC委員会「社会憲章」(Social Charter)、1990年7月欧州議会「欧州連合憲法草案要綱」

(Guidelines: Draft Constitution for the European Union)、1990年7月欧州議会「補完性原理に関する欧州議会決議」、1990年10月EC委員会「政治同盟：EC条約改正提案に関する意見書」、1990年11月欧州議会「EEC条約改正決議」、1991年6月欧州理事会(ルクセンブルク)「政治同盟に関する決議」、1991年2月欧州理事会(マーストリヒト)「欧州連合条約」などに採用されている。

この原理は、理念的には、個々の人間の自由と自己決定に最大の価値を与える考え方であり、EU超国家機関の過度の集権化を妨げるという主張はそれなりに正当であろう。ただし、この原理は、集権をもたらすのか、分権をもたらすのかについて意見が分かれており、その解釈に幅があるが、アムステルダム条約・EC条約付属の議定書の中に追加解釈がとり入れられている(注16)。

おわりに 欧州連邦構想と新たな欧州像の模索

2003年2月、一度はアイルランド国民の反対によって批准が遅れたニース条約がようやく発効した。

2004年前半にはキプロス、マルタ

を含む中東欧10カ国は次々とEU加盟を果たすことが明らかとなった。また、欧州の将来に関する諮問会議(コンベンション)の結論もこの時期に発表される。今後27カ国の拡大EUの枠組みを構築するために、2004年からニース条約改正のための政府間会議(IGC)が始まる。そこでの論議の中心は欧州統合の最終形態をどのようなものにするかという課題である。次号ではフィッシャー独外相の欧州連邦構想を契機に熟を帯びてきた新たな欧州像を模索するEUの動向を論述する。

(次号に続く)

(注1) 本稿は、拙著『EUの経済統合』(中央経済社、2001年)第2節「ヨーロッパ統合を巡る論争と選択」37～50頁を大幅に加筆修正したものである。

(注2) ドロールの主張は、かれが「国民国家の連邦」と呼んでいるような連邦の権限と加盟国の権限を明確にした連邦的統合であり、米国やドイツのような完全な欧州連邦をめざすものではない。かれの主張はリオネル・ジョスパン(Lionel Jospin)前仏首相の統合構想提案の中核をなしている(Le Monde, L'europeen Delors Critique l'Europe, 19 janvier 2000)

(注3) デレック・ヒーター『統一ヨーロッパへの道 シャルルマーニュからEC統合へ』(Derek Heater, The Idea of European Unity, Leicester University Press, 1992、田中俊郎監訳、岩波書店、1994年)、263～264頁。

- (注4) シャルル・ド・ゴール 『希望の回想・第一部・再生』( Charles De Gaulle, Mémoires d'Espoir Le Renouveau, Librairie Plon, Paris, 1970、朝日新聞外報部訳、1971年) 237頁、265頁。
- (注5) アン・ダルトロップ 『ヨーロッパ共同体の政治 国家を超える国家を求めて』( Anne Daltrop, Politics and the European Community, Longman, Essex, UK, 1982、金丸輝男監訳、有斐閣、1984年) 37頁。
- (注6) Mrs. Margaret Thatcher, Britain and Europe, (Text of the Prime Minister's speech at Bruges on 20th September 1988, Conservative Political Centre) p.4.
- (注7) ド・ゴール、前掲書、259頁。
- (注8) アクセル・クラウス 『ニュー・ヨーロッパの誕生 EC統合の内幕』(Axel Krause, Inside the New Europe, Harper Collins, New York, 1991、喜多迅鷹、喜多元子訳、NHK出版、1992年) 470~471頁。
- (注9) A. クラウス、前掲書、459 ~ 460頁。
- (注10) Dennis Swann; The Economics of Europe – From Common Market to European Union, Penguin Books, 2000, pp. 82-89
- (注11) 朝日新聞、1991年11月27日。
- (注12) 日本経済新聞社編 『欧州の憂鬱 ドキュメント EC統合』(日本経済新聞社、1993年) 99頁。
- (注13) 拙稿「反グローバルイズム、反統合、高失業、難民・不法移民 EU政治潮流の右傾化の要因を読み解く」(季刊『国際貿易と投資』、2002年秋号 No.49) 72 ~ 75頁。
- (注14) Presidency Conclusion Annex 1 “Laeken Declaration on the Future of the European Union,” European Council Meeting in Laeken 14 and 15 December 2001.
- (注15) (注6) 参照。
- (注16) 田中俊郎 『EUの政治』(岩波書店、1998年) 35 ~ 37頁。